

第21回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会議事次第
～たばこ対策に関する集中審議～

日時：平成18年3月2日（木）

9：30～12：30

場所：厚生労働省専用第22会議室（18F）

次 第

I 開 会

II 議 題

1. たばこ対策について

(1) 政府における主なたばこ対策について

(2) たばこ規制枠組条約締約国会議の報告について

(3) 健康日本21中間評価作業チームにおける検討状況について

(4) たばこ業界からの意見陳述について

① 日本たばこ産業株式会社

② フィリップ モリス ジャパン株式会社

③ ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン株式会社

④ 社団法人日本たばこ協会

2. その他

III 閉 会

【 配 布 資 料 一 覧 】

- | | |
|----------|---|
| 資料 1-1-1 | たばこに関する現在の状況 |
| 資料 1-1-2 | 政府における主なたばこ対策 |
| 資料 1-2 | 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会における最近のたばこ対策に関する検討状況 |
| 資料 1-3 | 運動と喫煙について（加賀谷委員提出資料） |
| 資料 1-4-1 | たばこ対策に関する日本たばこ産業株式会社の考え方等 |
| 資料 1-4-2 | フィリップモリスは包括的たばこ規制を支持します（Ⅱ） |
| 資料 1-4-3 | たばこを取巻く諸問題とブリティッシュ・アメリカン・タバコの見解 |
| 資料 1-4-4 | 日本たばこ協会の活動について |
| 参考資料 | 中央合同庁舎第5号館庁舎内の全面禁煙について |

たばこに関する現在の状況

平成 18 年 3 月 2 日

第 21 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

たばこに関する現在の状況

1. 健康日本21における目標値に対する暫定直近実績値等(たばこ分野抜粋)
2. 喫煙率の状況について
3. 未成年者の喫煙について

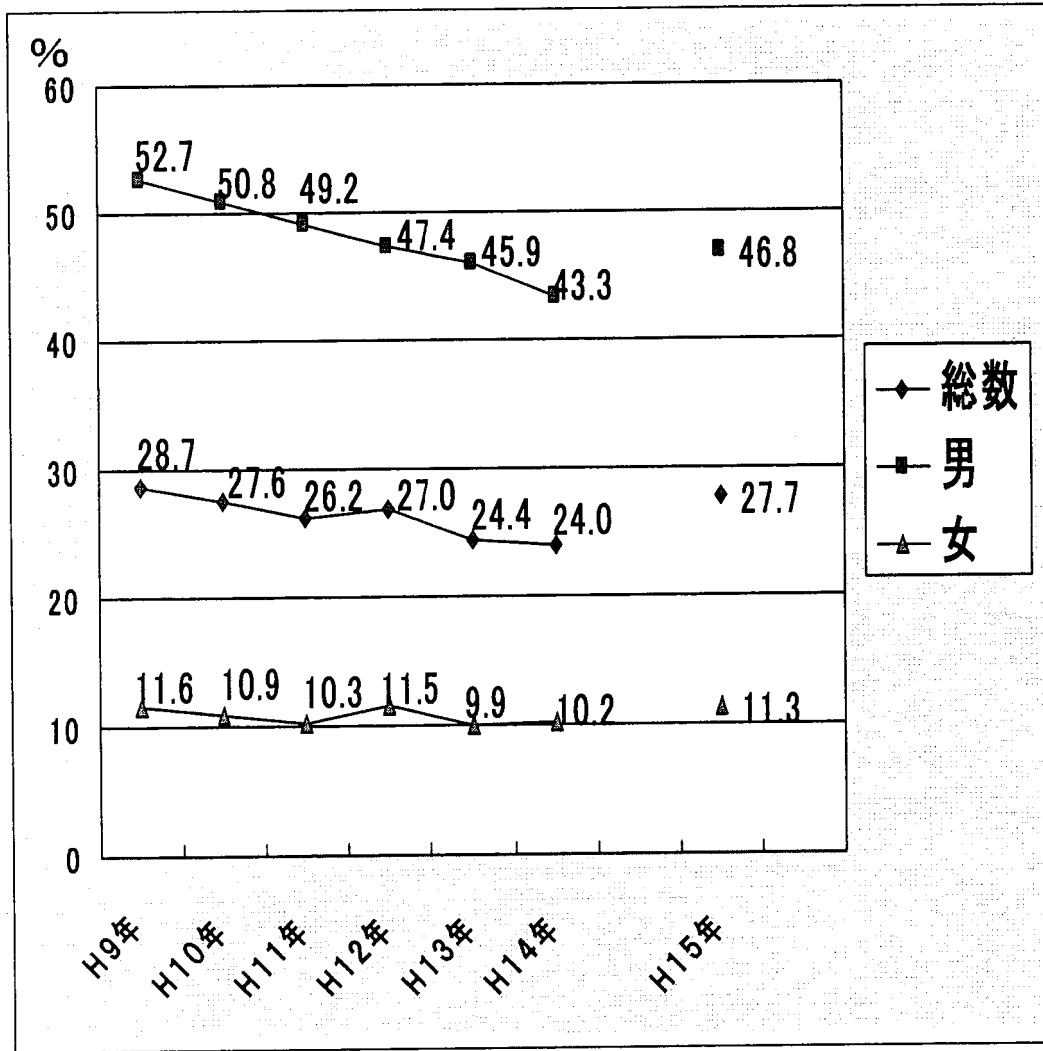
1. 「健康日本21」における目標値に対する暫定直近実績値等 (たばこ分野抜粋)

分野	目標	策定時のベースライン値(または参考値)	ベースライン調査等	目標値	暫定直近実績値等	調査年	
4 たばこ	喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 知っている人の割合		H10年度喫煙と健康問題に関する実態調査	100%	87.5%	H15年 国民健康・栄養調査	
	肺がん	84.5%					
	喘息	59.9%					
	気管支炎	65.5%					
	心臓病	40.5%					
	脳卒中	35.1%					
	胃潰瘍	34.1%					
	妊娠に関連した異常	79.6%					
	歯周病	27.3%					
	4.2	未成年者の喫煙をなくす	喫煙している人の割合		H8年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査	0%	調査中
			男性(中学1年)	7.5%			
			男性(高校3年)	36.9%			
			女性(中学1年)	3.8%			
			女性(高校3年)	15.6%			
	4.3	公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及			100%	調査中	
		分煙を実施している割合					
		公共の場	—				
		職場	—				
		効果の高い分煙に関する知識の普及					
	知っている人の割合						
4.4	禁煙支援プログラムの普及			100%	調査中		
	禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合						

注) 暫定直近実績値等は平成17年5月31日現在の数値である。

2. 喫煙率の状況について

我が国の喫煙率



出典：平成14年までは国民栄養調査。平成15年は国民健康・栄養調査
 ※国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

諸外国の喫煙率 (%)

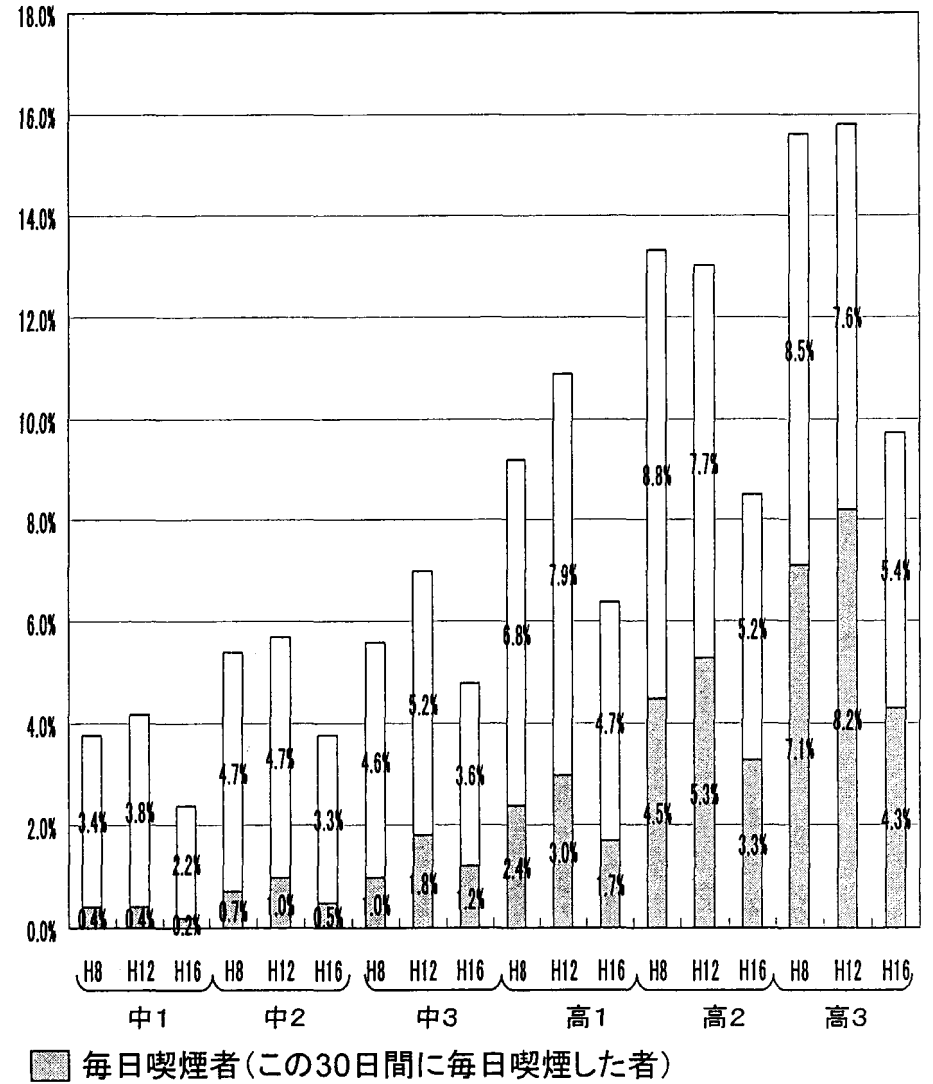
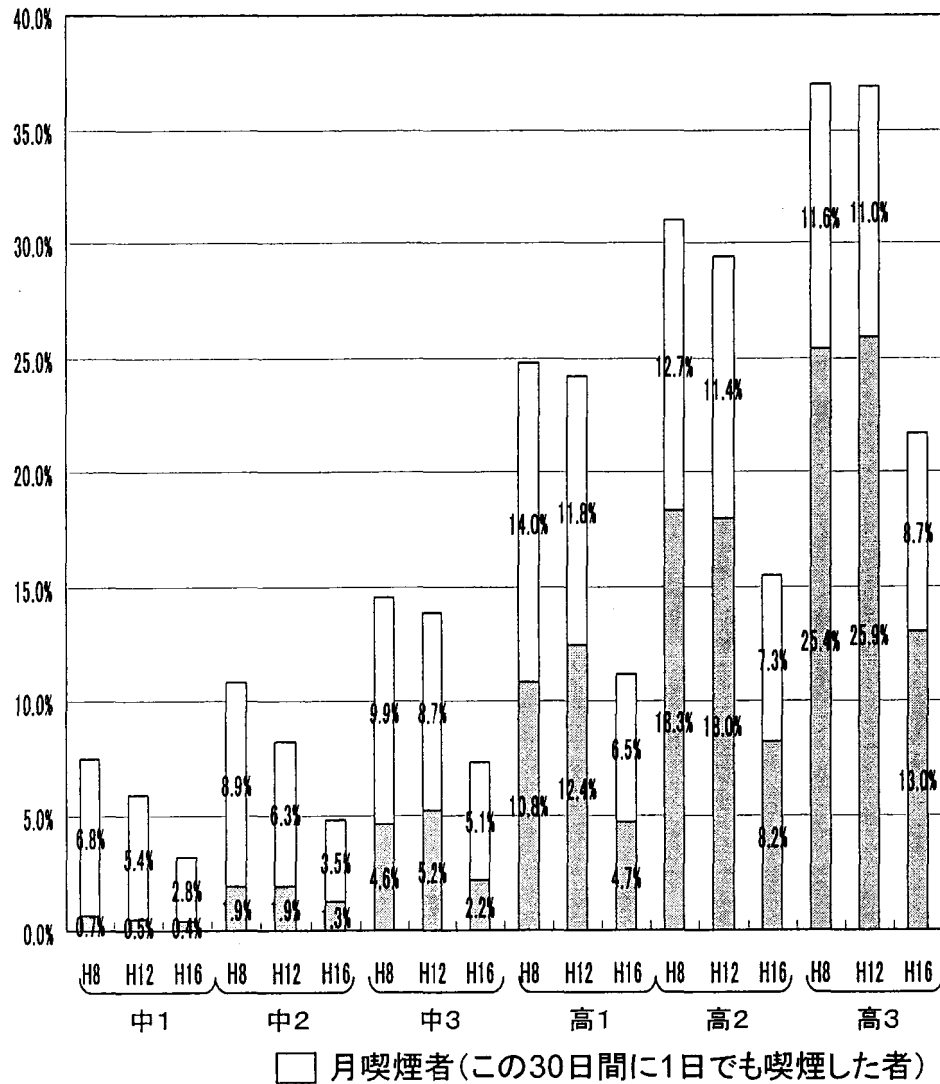
国名	男性 (%)	女性 (%)
日本	43.3	10.2
ドイツ	39.0	31.0
フランス	38.6	30.3
オランダ	37.0	29.0
イタリア	32.4	17.3
イギリス	27.0	26.0
カナダ	27.0	23.0
米国	25.7	21.5
オーストラリア	21.1	18.0
スウェーデン	19.0	19.0

出典：WHO Tobacco ATLAS (2002)
 (日本の数値は国民栄養調査)

3. 未成年者の喫煙について

男子中学生、高校生喫煙率比較(平成8年、12年、16年)

女子中学生、高校生喫煙率比較(平成8年、12年、16年)



出典: 厚生労働科学研究費補助金健康科学総合研究費業「未成年者の喫煙実態状況に関する調査研究」等

政府における主なたばこ対策

平成 18 年 3 月 2 日

第 21 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

政府における主なたばこ対策

1. たばこに関する情報提供について
2. 未成年者の喫煙防止対策について
3. 受動喫煙からの非喫煙者の保護について
4. 禁煙を希望する者に対する禁煙支援について
5. たばこ対策に係る条約・研究等について

1. たばこに関する情報提供について

禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催

世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」と定め、シンポジウムの開催やポスターの配布等により普及啓発を行っている。

ホームページを活用した情報提供

ホームページを活用して、たばこに関する情報を国民に提供している。

喫煙と健康問題に関する検討会報告書(たばこ白書)

「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこと健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。(平成13年12月)

たばこパッケージへの新注意文言の表示

平成15年11月たばこ事業法施行規則を改正し、JT及び特定販売業者が17年7月以降出荷する全てのたばこ製品について新たな8種類の注意文言の表示を義務付けた。
(たばこ包装の主要な面の面積の30%以上)

たばこ広告の規制について

平成15年3月たばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正し、たばこ広告の規制を強化した。

2. 未成年者の喫煙防止対策について

未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)

未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。

未成年者喫煙防止に関する指導啓発等

喫煙している未成年者に対する補導や、未成年者やその保護者に対する広報啓発活動を推進している。

喫煙防止教育の充実

未成年の段階から喫煙をしないという態度を育てることを目的として、保健体育など学校教育全体を通じて、喫煙防止に関する指導を行っている。

製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の改正について

平成16年10月「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」を改正し、自動販売機の設置場所の店舗併設の取扱を明確化した。(平成16年12月1日以降の申請から適用)

(例) 特定販売業(劇場、旅館など閉鎖性のある店舗での販売)の許可に当たっては、施設の従業員や管理者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所に設置する場合には許可しない。

未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて

年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出。(平成16年6月28日3省庁局長連名通知)

<参考>成人識別機能付たばこ自動販売機の設置

日本たばこ協会、日本自動販売機工業会及び全国たばこ販売協同組合連合会が、平成20年からの全国一斉稼働を目指し、現在、試験を実施している。

未成年者喫煙防止対策ワーキンググループの設置

関係府省庁(内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、①未成年者への喫煙防止教育、②たばこの入手方法に応じた喫煙防止、③喫煙習慣者への禁煙指導等について検討を行っている。

たばこ対策緊急特別促進事業(補助金)

都道府県における、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと等に重点をおいた施策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。

3. 受動喫煙からの非喫煙者の保護について

受動喫煙防止対策について

健康増進法の施行に併せ、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう都道府県等に対して、通知を発出。(平成15年4月30日健康局長通知)
関係省庁においても、職場や学校等における受動喫煙防止対策に努めるよう関係方面への周知を行った。

職場における喫煙対策のためのガイドライン

労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、喫煙対策の充実を図ることとし、新ガイドラインを策定し、これに沿った喫煙対策の円滑な実施に向け、事業場に対し、個別支援(指導)、研修会、シンポジウム等の普及啓発を行っている。

たばこ対策緊急特別促進事業(補助金)

都道府県における、受動喫煙防止対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点をおいた施策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。

4. 禁煙を希望する者に対する禁煙支援について

たばこ対策担当者講習会の開催

地方自治体のたばこ対策担当者並びに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の習得を図るために講習会を実施している。

禁煙支援マニュアルの作成

すべての市町村で禁煙支援が実施され、地域での保健指導や禁煙指導の充実を図るために、必要な基礎知識、指導方法等について、まとめた禁煙支援マニュアルを本年度中に作成することとしており、今後、地方公共団体、医療関係者等に対し、その普及を図り、禁煙支援を推進する。

平成18年度診療報酬改定におけるニコチン依存症管理料の新設

ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。

5. たばこ対策に係る条約・研究等について

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約への取組

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を推進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、対策の充実強化に向けた体制整備を行っている。また、同会議の幹事会の下に、未成年者喫煙防止対策ワーキンググループを設置し、未成年者の喫煙防止対策の促進を図っている。

<参考>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

厚生労働科学研究におけるたばこ対策の研究

国内外の喫煙の実態、喫煙の習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等、健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施している。

たばこ対策に係る組織の拡充

厚生労働省において、たばこ対策専門官を設置したほか、国立保健医療科学院の研究情報センターにたばこ政策情報室を設け、たばこに関する情報政策の収集に努めている。